

平成27年7月15日

2015国内競技会の危機管理マニュアルについて

公益財団法人日本バレーボール協会
国内事業本部 本部長 下山 隆志

JVA主催国内競技会及び国内競技会においては、必ず大会役員に危機管理担当者を置き、自然災害、停電、感染症・伝染病、急病人・怪我人等の対応策を決定し、競技会開始までに、チーム、役員及び観客等に周知すること。特に競技会開始後は、観客には場内アナウンス等で危機管理の対応を知らせる。

併せて、大会委員長（危機管理責任者）及び危機管理担当者は、競技会までに大会役員と下記の対応策の打合せを行う。

記

- 1) 自然災害対策については、避難経路、避難場所の確認、誘導（動線）の方法を明確にして、選手、チーム役員、役員、観客の安全を確保する。また、基本的に政府及び自治体からのニュースを収集して適切に対応する。
- 2) 停電対策については、避難経路、避難場所の確認、誘導（動線）の方法及び周知の方法（ハンドマイク等）を明確にしておく。
- 3) 感染症・伝染病対策については、罹患者の隔離や消毒など、選手、チーム役員、役員、観客の安全を確保する。また、医療機関や保健所から情報を収集して適切に対応する。
- 4) 急病人・怪我人の手当てについては、会場の応急処置ができる部屋を確保する。また、事前に体育館の救急体制及び救急病院をチェックし、すぐに救急車を要請できるようにしておく。
- 5) 事故（会場施設の破損等）対策については、体育館関係者と連絡を取り、事前に会場で使用する施設・設備の安全性をチェックする等適切な対応する。

ビーチバレー競技における危機・安全管理概要について

ビーチバレー競技は、自然の中でダイナミックに鮮やかに行われる魅力的なスポーツであるが、同時に自然の恐怖や猛威に対する危機意識を持ち、的確な対応をあらかじめ準備しておく必要がある。

各競技会及び講習会・研修会等において、自然災害、火災、急病人（熱中症など）、けが人等関係者の生命の危機にも関わる予期せぬ事態の発生に際し、事前に関係者に適切な対処方法を伝えておくとともに、当日、現場においてそのような事態が発生した場合には、速やかにその対処方法を関係者に伝達し、安全が確保されるよう、次に記載の事項について確認すること。

1 危機管理担当者（大会役員）を決め、事業開始までに、避難動線、対応策等を必ずチーム、役員、観衆等に周知すること。特に、観客には会場アナウンス等で危機管理の対応を知らせることができるよう配慮すること。

2 自然災害等の対応

(1) 地震への対応について

①避難経路、避難場所の確認、誘導（動線）の方法を明確にして、選手、チーム役員、役員、観客の安全を確保する。

②特に、津波については政府や自治体からの情報を的確に入手し、適切に対応する。

(2) 台風や落雷への対応について

①競技開始の有無、中断や再開の判断は、気象情報を的確に入手するとともに、地元自治体や消防署、漁協関係者などの意見を参考にしながら、適切に対応する。

②高波などに備え、競技用具等の避難方法についてもあらかじめ確認し、適切に対応する。

③特に落雷については、落雷警報発令時はもとより、落雷注意報発令についても、気象庁等の信頼できる情報を的確に入手し、選手や役員等の安全を第1に捉え、落雷の危険があると判断した場合には、速やかに既設の屋根がある建物内や車両内に避難させること。

(3) 熱中症対策について

①選手、チーム役員、役員、観客に対して、水分補給を促すとともに、日陰で風通しのよい場所をあらかじめ確保する。

②特に、選手に対しては、十分な水分を確保するとともに、熱中症症状の疑いがみられる場合には、競技規則を踏まえつつ、試合の続行について選手及びチーム役員に確認するなど、適切に対応する。

(4) 光化学スモッグ等への対応について

①競技開始の有無、中断や再開の判断は、気象情報を的確に入手するとともに、地元自治体や消防署などの意見を参考にしながら、適切に対応する。

(5) 急病人・けが人への対応について

- ①会場内に応急手当ができる場所（日陰）や部屋を確保するとともに、事前にAED設置箇所や救急病院の連絡先等を確認する。
- ②病状により速やかに救急車を要請し、医療機関の対応に委ねるとともに、必要に応じて警察署や消防署とも連携する。

3 競技場の安全管理等

(1) コート面の安全管理について

- ①ガラス片、空き缶、小石、貝殻等、安全に支障をきたす異物がないか、チェックする。
- ②特に、通常ビーチバレーコートとして使用していない砂浜等については、コート内数カ所をランダムに選定し、深さ30cmまでふるいにかけるなど、適切な対応を図る。
- ③砂の温度を随時確認し、高温による火傷等を事前に防ぐため、コート面への放水などの対応を的確に行う。

(2) 防球ネット・フェンス等の安全管理について

- ①突起物等の有無を確認し、スポンジやタオル等で覆うなど、適切な対応を図る。
- ②支柱をワイヤーで固定する場合には、当該ワイヤーにリボン等を縛り、ワイヤーの有無を把握できるようにするなど、適切な対応を図る。

4 その他

(1) 保険の加入について

- ①主催者として、参加者を対象とした死亡・入院・通院等に対応した傷害保険に加入する。
- ②開催要項等において傷害保険の加入及び担保内容を明記することが望ましい。
- ③応急措置ならびに傷害保険以上の対応はできない旨を十分に理解して参加するよう周知する。

(2) その他（上記項目以外への対応）

- ①代表者会議、開会式及び緊急時のアナウンス原稿を作成する。
- ②プログラムに避難経路略図等を掲載することが望ましい。
- ③会場内に避難経路看板を設置することが望ましい。
- ④事業の中断、中止、再開、延期等については、安全を最優先し、速やかに判断・伝達する。